

奈良県議会図書室規程（令和元年10月8日制定）

奈良県議会図書室規程（昭和26年5月1日制定）の全部を改正する。

奈良県議会図書室規程

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第19項の規定に基づき奈良県議会に附置された奈良県議会図書室（以下「図書室」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

（管理運営）

第2条 図書室の管理運営は、議長の指揮監督の下に、議会事務局長（以下「局長」という。）が行う。

（図書室の利用）

第3条 図書室は、奈良県議会議員（以下「議員」という。）及び議会事務局職員のほか、議員の調査研究に支障のない範囲において、誰でも利用することができる。

（利用時間）

第4条 図書室の利用時間は、議会事務局職員の執務時間とする。ただし、局長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（貸出し）

第5条 図書等の貸出しを受けることができる者は、議員、議会事務局職員及びその他の奈良県の職員とする。

2 図書等の貸出しを受けようとする者は、所定の図書等貸出票に所要の事項を記入しなければならない。

3 図書等の貸出期間は14日以内とし、同時に貸出しを受けることのできる冊数は1人5冊以内とする。ただし、その最終日が図書室の休日にあたる場合は、その直後の開室日までとする。

4 貸出期間については、その最終日までに申し出ることにより、延長することができる。

5 図書の整理等、局長が特に必要があると認めるときは、第3項の貸出期間内であっても、当該図書等の返却を求めることができる。

6 次に掲げる図書等は、貸出しを行わない。ただし、局長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 貴重な図書等
- 二 奈良県議会議案書及び奈良県議会議決書
- 三 法規集、辞典
- 四 その他局長が貸出しを不相当と認める図書等

(転貸の禁止)

第6条 図書等の貸出しを受けた者は、当該図書等を第三者に転貸することができない。

(弁償)

第7条 図書等を亡失し、又は著しく汚損した者は、同一の現品又は当該図書等の時価相当額の金銭により弁償しなければならない。

(図書室委員会)

第8条 図書室の運営についての協議又は調整を行うため、奈良県議会会議規則（昭和31年12月奈良県議会規則第1号）第94条第1項の規定により設ける図書室委員会の委員は委員長を含め9名とし、委員長は議会運営委員会の副委員長をもって充てる。その他の委員は、議会運営委員会の委員の互選により選任する。

2 図書室委員会の運営については、奈良県議会委員会条例（昭和31年8月奈良県条例第33号）の規定を準用する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、図書室の管理運営について必要な事項は、局長が図書室委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月8日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の奈良県議会図書室規程の規定により貸出されている図書等は、改正後の奈良県議会図書室規程の規定により貸出されている図書等とみなす。